

平成 22 年度浪速区広報紙「なでしこ」広告募集要項

民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、浪速区広報紙「なでしこ」に広告枠を設け、次のとおり募集します。

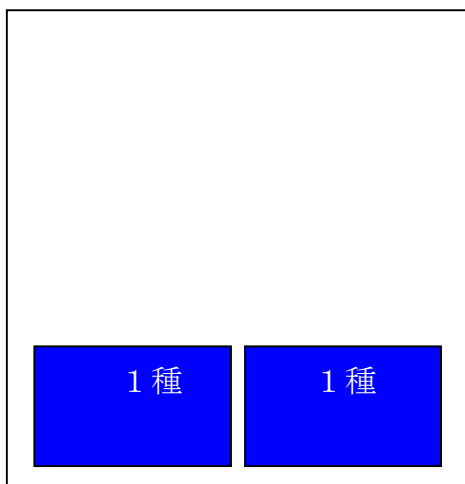
1 媒体の概要

- (1) 名 称 浪速区広報紙「なでしこ」
- (2) 形 状 タブロイド版
- (3) 頁 数 4 ページ（増ページすることがあります）
- (4) 発行部数 21,000 部（予定）
- (5) 発行方法
 - 毎月 15 日（新聞休刊日の場合は翌日）に浪速区内に配布される新聞朝刊（朝日・毎日・読売・産経・日経・大阪日日）への折込み
 - 上記新聞の未購読世帯のうち希望者に送付
 - 区役所、地下鉄駅、図書館、区民センターなど浪速区内の大阪市施設等に配架

2 広告の規格等

- (1) 掲載場所 各面の最下段（場所の指定はできません）
- (2) 区分、サイズ 1 種広告…縦 54 ミリ×横 124 ミリ
2 種広告…縦 54 ミリ×横 250 ミリ（1 種広告 2 枠を併せたもの）
- (3) 刷り色 広報紙本体に準じます。
- (4) フォント JIS 規格約 7 ポイント（10 級相当）を最小とする。ただし、特別な場合（表、リスト、地図等）は JIS 規格約 5.5 ポイント（8 級相当）まで使用できます。
- (5) その他 広告には、当区指定の位置に指定の大きさと、罫線で囲み[広告]と表記することとします。

～広告枠の紙面のイメージ～



- 1 種広告…青色 1 枠
- 2 種広告…1 種 2 枠を合わせた部分

- 3 掲載料金 第1面 1種広告…1枠1月あたり18,000円(税込)
 2種広告…1枠1月あたり30,000円(税込)
 第4面(最終面) 1種広告…1枠1月あたり15,000円(税込)
 2種広告…1枠1月あたり25,000円(税込)
 増ページする場合は、別途募集する場合があります。

4 申込方法

- (1) 浪速区広報紙「なでしこ」広告掲載申込書に必要事項を記入・押印のうえ、募集期間中に浪速区役所区民企画担当(市民活動推進担当)までお申込みください。
 (2) 先着順で掲載することとし、同日付での申請者が多数あった場合は、抽選をおこないます。

5 募集期間

広告掲載月	募集期間(必着)
平成22年4月号	平成22年1月27日(水)から 平成22年2月17日(水)まで
平成22年5月号	
平成22年6月号	
平成22年7月号	
平成22年8月号	
平成22年9月号	
平成22年10月号	平成22年7月9日(金)から 平成22年8月10日(火)まで
平成22年11月号	
平成22年12月号	
平成23年1月号	
平成23年2月号	
平成23年3月号	

※なお、募集期間中に定数に達しなかった場合は、広告掲載月の前々月の10日まで募集期間を延長し、申込みを受け付けることとします。

6 募集枠数

1月につき、1種及び2種あわせて1枠まで申し込みできます。

また、第1面については、募集期間中に定数に達しなかった場合のみ、連続して掲載することができます。

7 掲載月の決定

募集期間終了後、申請者の中から広告の掲載月を決定し、広告掲載月及び広告料決定通知書により掲載月及び広告料金等を通知します。

8 広告料金の支払と還付

広告料金は、大阪市が発行する納入通知書により、広告掲載月及び広告料決定通知書に記載された指定期日までに、大阪市の指定金融機関に一括前納してください。

なお、徴収した広告料は還付しません。ただし、大阪市浪速区役所広告掲載審査委員会が

認める場合に限り、その全部または一部を還付することができます。

9 広告原稿の作成及び提出

- (1) 掲載月が決定した広告の原稿については、広告掲載月及び広告料決定通知書に記載された指定期日までに、出力見本添付のうえ電子媒体で、浪速区役所区民企画担当（市民活動推進）へ提出してください。
- (2) 広告原稿の作成にかかる一切の経費は、申込者の負担とします。

10 広告掲載の決定

大阪市浪速区役所広告掲載審査委員会において広告内容（原稿）の審査を行い、掲載の可否の決定を通知します。なお、審査上必要と認められるときは、追加の資料を求めることがあります。

11 広告掲載の取消

次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消します。

- (1) 広告が、編集・発行上支障となる時
- (2) 指定する期日までに広告料の納付がないとき
- (3) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (4) その他必要と認められたとき

12 その他

- (1) 掲載内容については、消費者関係法をはじめとする関係法令並びに「大阪市広告掲載要綱」及び「大阪市浪速区役所広報紙にかかる広告掲載要領」等に適合し、かつ、区の広報紙の品格を損なわないものとしてください。
- (2) 掲載内容等について疑義が生じた場合は、その都度浪速区役所と協議してください。
- (3) 本募集要項に記載のない事項については、必要に応じ浪速区役所と広告主双方協議のうえ定めます。

13 申込み・問合せ先

大阪市浪速区役所 区民企画担当（市民活動推進）

所在地：〒556-8501 大阪市浪速区敷津東1丁目4番20号

T E L : 06-6647-9683 F A X : 06-6631-9999

メールアドレス : tj0002@city.osaka.lg.jp